

7 29 証

令和5年(ワ)第3176号 損害賠償請求事件

原告 高垣 富雄

被告 安河内 肇

求釈明に対する回答

令和5年12月11日

福岡地方裁判所 第1民事部2係 御中

被告代理人

弁護士	羽	田	野	節	夫	同	古	閑	敬	仁
	同	羽	田	野	子	同	中	村	考	伸
	同	森	山	秀	徳					



第1 原告の令和5年11月15日付求釈明に対する回答

1. 釈明事項第1について

本件訴訟の委任状は裁判所に提出している。その委任状のコピーがあるので、提出する。

2. 釈明事項第2について

羽田野総合法律事務所の5名に対する委任は、被告安河内肇氏個人からの委任である。尚、原告は羽田野節夫弁護士に対して「波多野節夫」と間違った標記をしているので速やかに訂正を求める。

3. 釈明事項第3について

本件訴訟の委任者は安河内肇氏の個人からの委任であるが、訴訟費用(着手金等)の費用は福岡県司法書士会の負担である。 そもそも、原告の主張を見るかぎり、原告が請求する相手は福岡県司

